

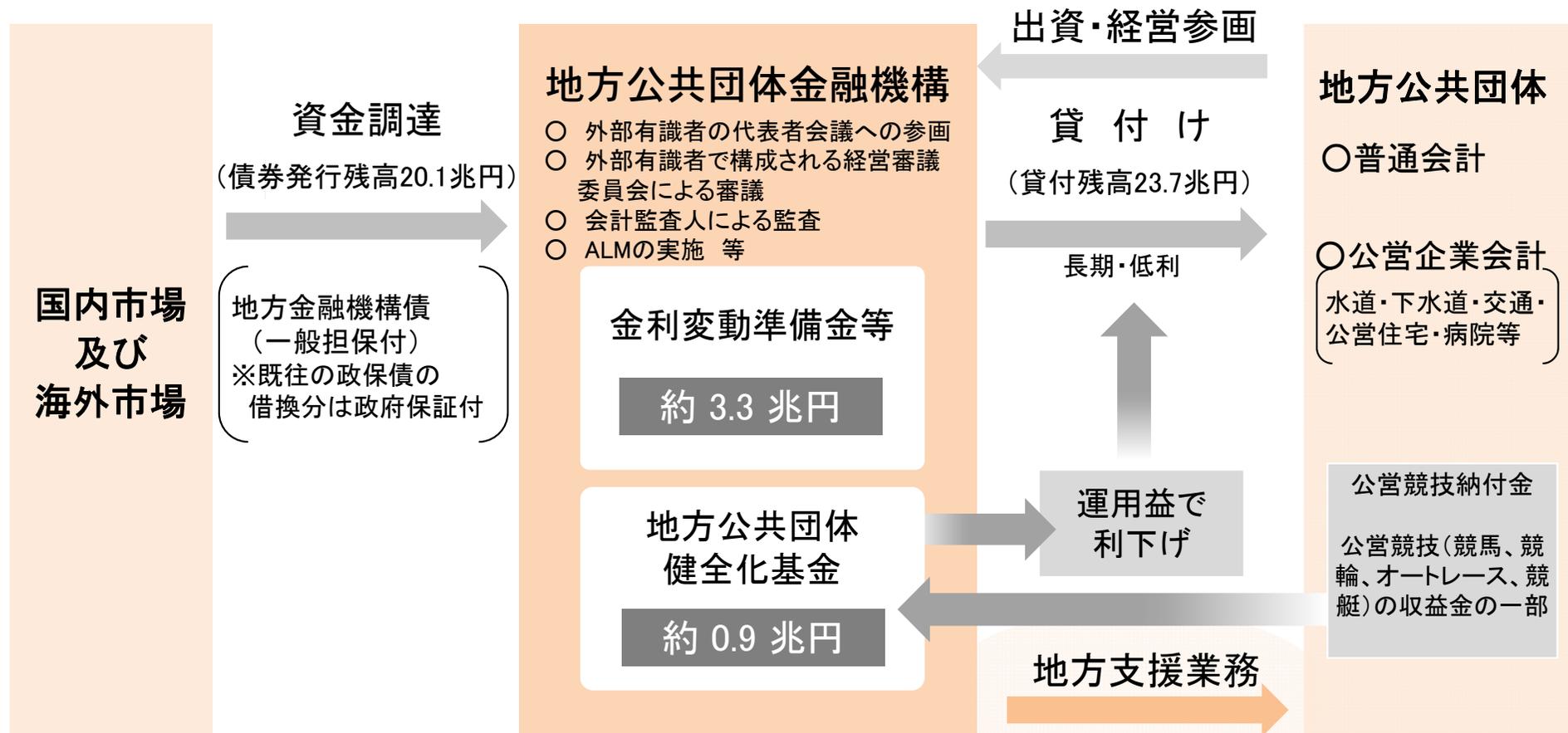
# 地方公共団体金融機構資金について

平成29年10月5日



# 地方公共団体金融機構の概要

設置目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方公共団体に対し、長期かつ低利の地方債資金を融通</li> <li>地方公共団体の資本市場からの資金調達に関する支援業務</li> </ul>
出資	全ての都道府県及び市区町村等1,789団体から約166億円（平成29年4月1日現在）
貸付規模	1兆8,117億円（平成29年度地方債計画計上額。同計画に占める機構資金割合 15.6%）



※計数は平成29年3月末現在

# 地方公共団体金融機構の沿革

昭和32年～

## 公営企業金融公庫

- ・ 貸付対象は主に公営企業債
- ・ 国の特殊法人（国全額出資）

平成20年～

## 地方公営企業等金融機構

- ・ 貸付対象は主に公営企業債
- ・ 地方共同法人

平成21年～

## 地方公共団体金融機構

- ・ 貸付対象を一般会計債に拡大
- ・ 地方共同法人

～ 昭和32年

### 公営企業金融公庫設立

- 第2次世界大戦後、猛烈なインフレと資金逼迫の中で、昭和20年代後半に至り地方団体の赤字が急激に拡大した。地方財政の再建が最大の課題となる中で、公債費の累増に対処して一般会計債を漸減するとともに、地域住民の福祉向上を積極的に行うためには公営企業に係る事業の拡充を行うしかない状況の下で、昭和32年に公営企業に係る地方債についての資金を融通する機関として公庫の設立に至った。

昭和50～53年

### 公営企業金融公庫の発展と貸付範囲の拡大

- 国・地方ともに大幅な財源不足に見舞われる中、特に昭和50～53年にかけては公庫の貸付対象を普通会計債にまで拡大する公庫改組問題が課題となり、最終的に、公営住宅建設事業等の他、臨時地方道整備事業・臨時河川整備事業・臨時高等学校整備事業の臨時3事業が貸付対象に追加された。

平成13～20年

### 政策金融改革と地方公営企業等金融機構の設立

- 平成13年の「特殊法人等整理合理化計画」において、政策金融改革の在り方については、できるだけ早い時期に結論を得ることとされ、平成14年の「政策金融改革について」において、平成20年以降に新体制への移行を図ることとされた。
- 政策金融改革において、公営企業金融公庫は政策金融のスキームで行う必要はなく、廃止するものとされ、廃止後の新たな仕組みとして、地方分権の趣旨も踏まえ、全ての地方公共団体が出資し、共同債権発行機能を担う新組織として地方公営企業等金融機構が平成20年に設立された。

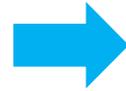
平成21年

### 金融ショックに対する生活対策を発端とした一般会計への貸付対象拡大と地方公共団体金融機構への改組

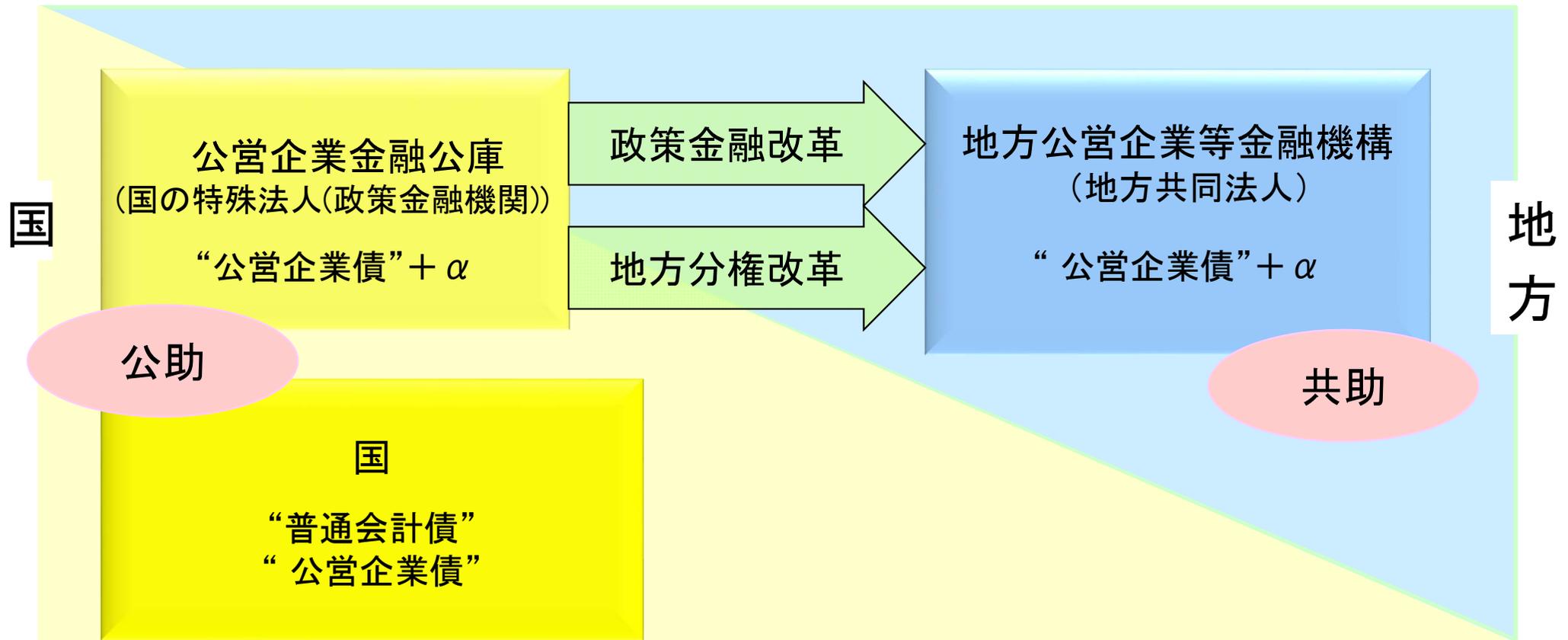
- 米国サブプライムローン問題に端を発した信用不安が深刻化し、金融資本市場に混乱が生じた。この危機に対して、平成20年10月に「新たな経済政策に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議」において、「生活対策」が決定された。「生活対策」の重点分野のうちの一つである「地方の底力の発揮」において、「地方自治体（一般会計）に長期・低利の資金を融通できる、地方共同の金融機構の創設」が盛り込まれ、総務大臣から地方財政審議会に対して、当該金融機構の創設についての検討の要請がされた。
- 総務大臣からの要請に基づいて設けられた「地方共同の金融機構のあり方に関する検討会」での議論において、地方の共同資金調達機関として創設されたにもかかわらず、貸付対象が原則として公営企業に限定されていることから、一般会計への貸付を可能とすることにより早急に解消を図るべきであるとされた。検討会での議論を踏まえて、地方交付税法等の一部を改正する法律において貸付対象に一般会計債が追加されるとともに、地方公共団体金融機構へ改組する内容が盛り込まれ、平成21年6月に同機構へ改組された。

# 地方公営企業等金融機構の設立趣旨

- ・ 政策金融改革(官から民へ)
- ・ 地方分権改革(国から地方へ)



国の機関から、地方公共団体が共同で設立し、自律的・主体的に運営する機関に移行し、地方公共団体の資金調達を補完(地方公共団体の資金調達のセーフティネット)



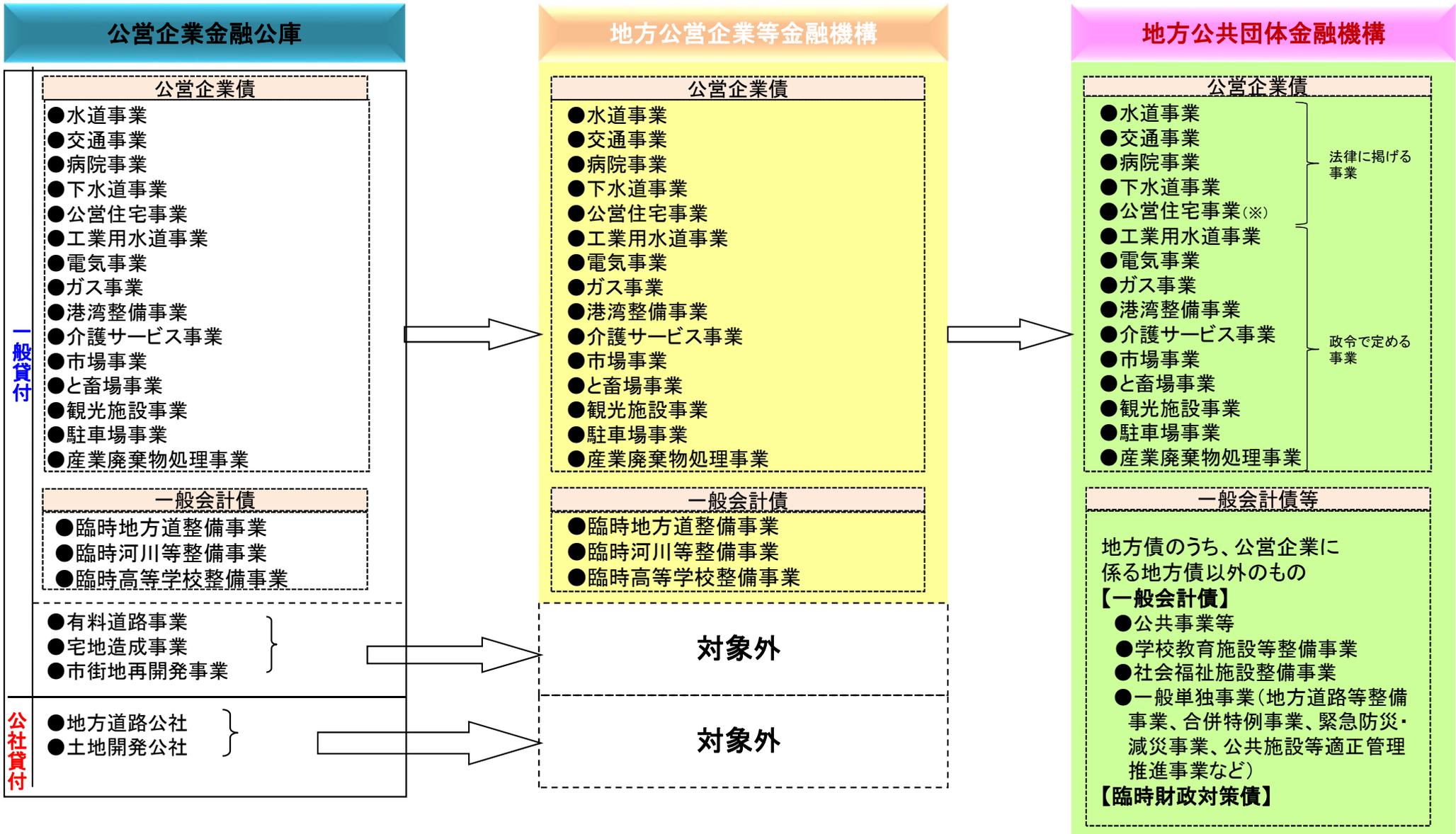
# 地方公共団体金融機構への改組（貸付対象事業の一般会計への拡大）

「生活対策」に盛り込まれた地方公共団体支援策の一つである「地方自治体（一般会計）に長期・低利の資金を融通できる、地方共同の金融機構の創設」を実現するため、地方公共団体金融機構へ改組

	貸し手	貸付対象		平成29年度地方債 計画額（兆円）
公助	国（財政融資資金）	一般会計債等	公営企業債	2.9
共助	地方公営企業等金融機構	対象外	原則として 公営企業債のみ	
	地方公共団体金融機構	一般会計債等	公営企業債	1.8
自助	銀行等	一般会計債等	公営企業債	3.1
	資本市場（市場公募債）	一般会計債等	公営企業債	3.8
				合計 11.6

資金調達の  
自主性・自立性

# 貸付対象事業の推移



(※)公営住宅事業は、地方債計画上は一般会計債の公営住宅建設事業に該当

## 業務の重点化（関連規定）

### ○ 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（抄）（平成18年法律第47号）

（財政融資資金特別会計に係る見直し）

#### 第38条

2 財政融資資金の地方公共団体に対する貸付けについては、第七条第一項の移行の状況を見極めつつ、段階的に縮減するものとする。

### ○ 地方公共団体金融機構法（抄）（平成19年法律第64号）

（業務の重点化等）

第30条 公営企業に係る機構の業務のうち第28条第1項第2号への政令で定める事業に係るものについては、機構の業務が地方公共団体による資本市場からの資金調達を効率的かつ効果的に補完するものであることにかんがみ、地方公共団体による資本市場からの長期かつ低利の資金の調達状況等を勘案し、機構の業務の重点化を図る観点から、段階的な縮減を図るものとする。

2 機構は、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）第38条第2項の規定による財政融資資金の地方公共団体に対する貸付けの縮減に併せて、その地方債の資金の貸付け及び地方債の応募について段階的に適切な縮減を図るものとする。

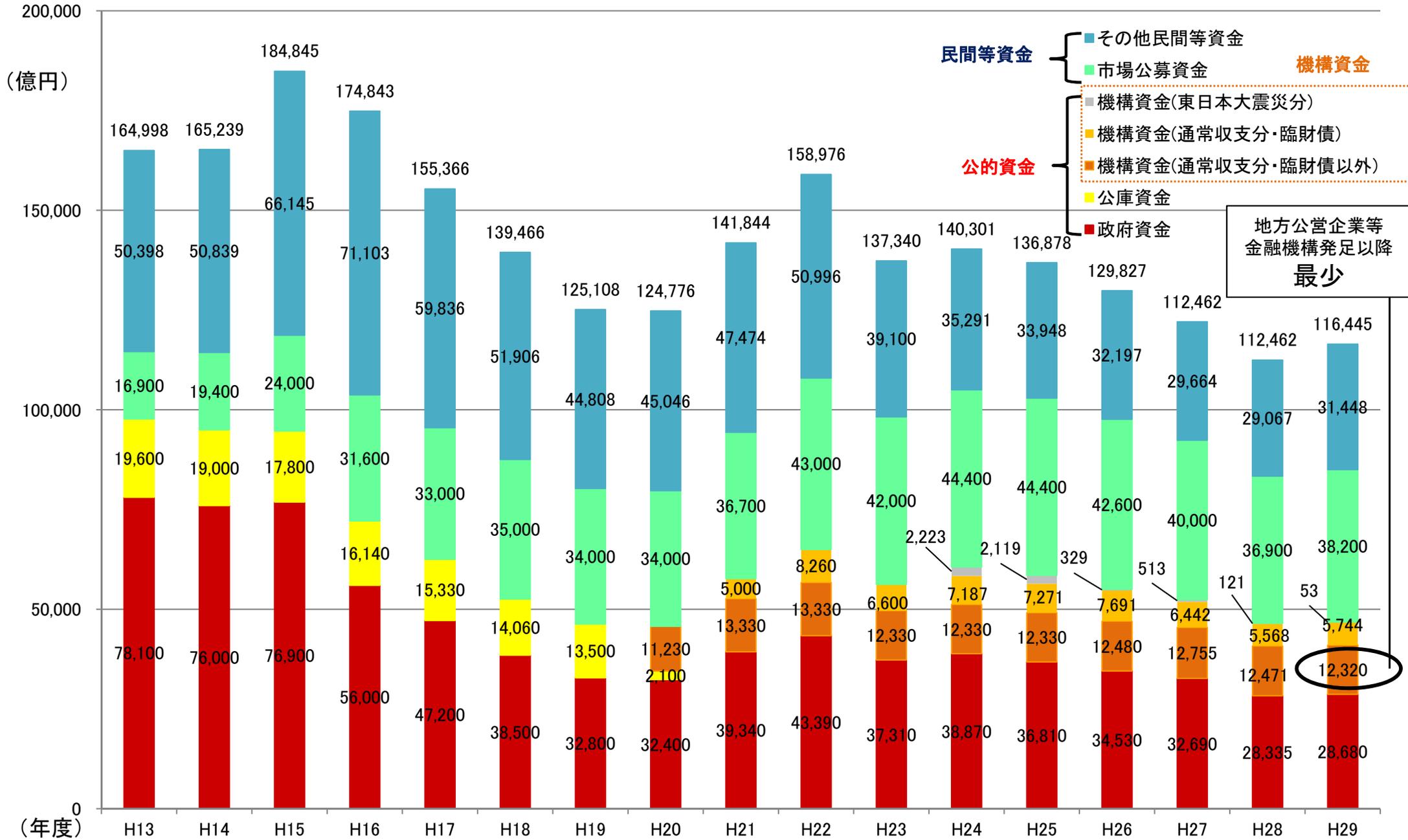
3 前項の規定は、内外の金融秩序の混乱、経済事情の変動等により地方公共団体の財源が不足する場合において地方公共団体が当該不足額をうめるために起こす地方債については、適用しない。

### ○ 地方公営企業等金融機構法案に対する附帯決議（平成19年5月8日 衆議院総務委員会）（抄）

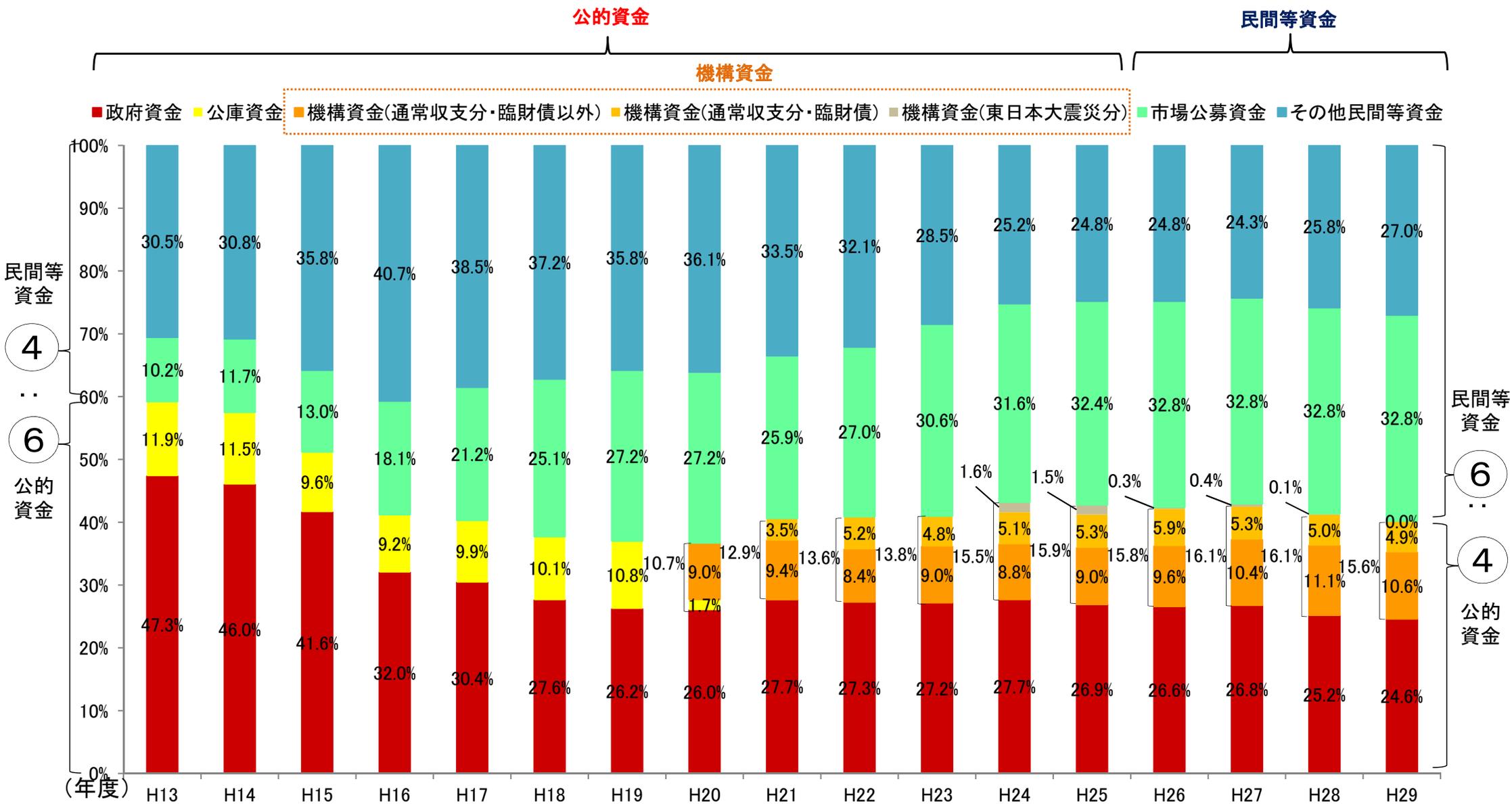
三 機構の貸付対象となる公営企業の範囲を定める政令の制定、業務の重点化、平成29年度末を目途とする業務のあり方全般に係る検討に当たっては、機構が地方債資金の共同調達の機能を担う地方共同法人であることにかんがみ、地方公共団体のニーズを十分踏まえ、これを行うこと。また、検討結果に基づく措置を講ずるに当たっては、地方六団体の意見を最大限尊重するとともに、地方分権改革の方向性との整合性を確保すること。

※ 平成19年5月22日参議院総務委員会附帯決議にも同内容の記載あり。

# 地方債計画額（当初）の推移（資金別）



# 地方債計画額（当初）における資金別構成比の推移



# 地方債計画額（当初）における機構資金計上額・シェアの推移

＜通常収支分＞ H20地方公営企業等金融機構設立、H21地方公共団体金融機構へ改組 (単位:億円・%)

	H19		H20		H21		H22		H23		H24		H25		H26		H27		H28		H29		
	額	シェア	額	シェア	額	シェア	額	シェア	額	シェア	額	シェア	額	シェア	額	シェア	額	シェア	額	シェア	額	シェア	
計画額	全体額	125,108	100.0%	124,776	100.0%	141,844	100.0%	158,976	100.0%	137,340	100.0%	135,396	100.0%	133,708	100.0%	128,301	100.0%	119,242	100.0%	112,082	100.0%	116,257	100.0%
	うち臨財債除き	98,808	100.0%	96,444	100.0%	90,358	100.0%	81,907	100.0%	75,747	100.0%	74,063	100.0%	71,576	100.0%	72,349	100.0%	73,992	100.0%	74,202	100.0%	75,805	100.0%
	うち臨財債	26,300	100.0%	28,332	100.0%	51,486	100.0%	77,069	100.0%	61,593	100.0%	61,333	100.0%	62,132	100.0%	55,952	100.0%	45,250	100.0%	37,880	100.0%	40,452	100.0%
公的資金	全体額	46,300	37.0%	45,730	36.6%	57,670	40.7%	64,980	40.9%	56,240	40.9%	55,705	41.1%	55,360	41.4%	53,504	41.7%	49,578	41.6%	46,115	41.1%	46,609	40.1%
	うち臨財債除き	38,410	38.9%	37,230	38.6%	37,224	41.2%	34,369	42.0%	31,780	42.0%	31,348	42.3%	31,003	43.3%	31,543	43.6%	31,818	43.0%	31,248	42.1%	31,157	41.1%
	うち臨財債	7,890	30.0%	8,500	30.0%	20,446	39.7%	30,611	39.7%	24,460	39.7%	24,357	39.7%	24,357	39.2%	21,961	39.2%	17,760	39.2%	14,867	39.2%	15,452	38.2%
財融資金	全体額	32,800	26.2%	32,400	26.0%	39,340	27.7%	43,390	27.3%	37,310	27.2%	36,188	26.7%	35,759	26.7%	33,333	26.0%	30,381	25.5%	28,076	25.0%	28,545	24.6%
	うち臨財債除き	24,910	25.2%	23,900	24.8%	23,894	26.4%	21,039	25.7%	19,450	25.7%	19,018	25.7%	18,673	26.1%	19,063	26.3%	19,063	25.8%	18,777	25.3%	18,837	24.8%
	うち臨財債	7,890	30.0%	8,500	30.0%	15,446	30.0%	22,351	29.0%	17,860	29.0%	17,170	28.0%	17,086	27.5%	14,270	25.5%	11,318	25.0%	9,299	24.5%	9,708	24.0%
機構資金	全体額	13,500	10.8%	13,330	10.7%	18,330	12.9%	21,590	13.6%	18,930	13.8%	19,517	14.4%	19,601	14.7%	20,171	15.7%	19,197	16.1%	18,039	16.1%	18,064	15.5%
	うち臨財債除き	13,500	13.7%	13,330	13.8%	13,330	14.8%	13,330	16.3%	12,330	16.3%	12,330	16.6%	12,330	17.2%	12,480	17.2%	12,755	17.2%	12,471	16.8%	12,320	16.3%
	うち臨財債	-	-	-	-	5,000	9.7%	8,260	10.7%	6,600	10.7%	7,187	11.7%	7,271	11.7%	7,691	13.7%	6,442	14.2%	5,568	14.7%	5,744	14.2%

＜通常収支分+東日本大震災分＞ (単位:億円・%)

	H24		H25		H26		H27		H28		H29		
	額	シェア	額	シェア	額	シェア	額	シェア	額	シェア	額	シェア	
計画額	全体額	140,301	100.0%	136,878	100.0%	129,827	100.0%	122,064	100.0%	112,462	100.0%	116,445	100.0%
	うち臨財債除き	78,968	100.0%	74,746	100.0%	73,875	100.0%	76,814	100.0%	74,582	100.0%	75,993	100.0%
	うち臨財債	61,333	100.0%	62,132	100.0%	55,952	100.0%	45,250	100.0%	37,880	100.0%	40,452	100.0%
公的資金	全体額	60,610	43.2%	58,530	42.8%	55,030	42.4%	52,400	42.9%	46,495	41.3%	46,797	40.2%
	うち臨財債除き	36,253	45.9%	34,173	45.7%	33,069	44.8%	34,640	45.1%	31,628	42.4%	31,345	41.2%
	うち臨財債	24,357	39.7%	24,357	39.2%	21,961	39.2%	17,760	39.2%	14,867	39.2%	15,452	38.2%
財融資金	全体額	38,870	27.7%	36,810	26.9%	34,530	26.6%	32,690	26.8%	28,335	25.2%	28,680	24.6%
	うち臨財債除き	21,700	27.5%	19,724	26.4%	20,260	27.4%	21,372	27.8%	19,036	25.5%	18,972	25.0%
	うち臨財債	17,170	28.0%	17,086	27.5%	14,270	25.5%	11,318	25.0%	9,299	24.5%	9,708	24.0%
機構資金	全体額	21,740	15.5%	21,720	15.9%	20,500	15.8%	19,710	16.1%	18,160	16.1%	18,117	15.6%
	うち臨財債除き	14,553	18.4%	14,449	19.3%	12,809	17.3%	13,268	17.3%	12,592	16.9%	12,373	16.3%
	うち臨財債	7,187	11.7%	7,271	11.7%	7,691	13.7%	6,442	14.2%	5,568	14.7%	5,744	14.2%

## (参考) 公庫債権金利変動準備金の国庫帰属に関する規定・決議

### ○ 地方公共団体金融機構法（平成19年法律第64号）（抄）

#### 附 則

（権利及び義務の承継に伴う業務の特例等）

#### 第13条

5 機構は、各事業年度において、附則第26条の規定による廃止前の公営企業金融公庫法第23条第1項及び第2項の規定により公庫が発行した公営企業債券（当該公営企業債券の借換えのために発行した機構債券及び借換えのためにした長期借入金を含む。）の借換え（次項において「公営企業債券の借換え」という。）によって収益が生じたときは、その収益の額を総務省令・財務省令で定める額に達するまで公庫債権金利変動準備金として積み立てなければならない。

（公庫債権金利変動準備金等の帰属）

第14条 総務大臣及び財務大臣は、前条第6項の規定にかかわらず、機構の経営状況を踏まえ、機構の業務が円滑に遂行されていると認められる場合において、公庫債権金利変動準備金及び同条第8項の積立金の合計額が公庫債権管理業務を将来にわたり円滑に運営するために必要な額を上回ると認められるときは、当該上回ると認められる金額として総務省令・財務省令で定める金額を、政令で定めるところにより、国に帰属させるものとする。

### ○ 地方公営企業等金融機構法案に対する附帯決議（平成19年5月8日衆議院・総務委員会）（抄）

6 公庫債権金利変動準備金等の額が公庫債権管理業務を将来にわたり円滑に運営するために必要な額を上回る金額の国への帰属、管理勘定廃止時の残余財産の国への帰属及び機構が解散した場合の残余財産の処分と国への帰属の取扱いについては、機構の財産が地方公共団体の寄与により形成された経緯を踏まえ、機構及び地方公共団体の意見を十分聴取して慎重に対処すること。

※ 平成19年5月22日参議院総務委員会附帯決議にも同内容の記載あり。

## (参考) 公庫債権金利変動準備金の活用

- 平成20年度以降、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を交付税財源等に活用。  
【過去の国への帰属実績】  
平成20年度：3,000億円（地域活性化・生活対策臨時交付金（平成20年度補正。6,000億円）の財源に活用）  
平成24年度：3,500億円、平成25年度：6,500億円（全額を交付税特会に繰り入れ、交付税の財源として活用）  
平成27年度：3,000億円、平成28年度：2,000億円  
（全額を交付税特会に繰り入れ、「まち・ひと・しごと創生事業費」として活用（注））  
（注）平成29年度までの3年間で6,000億円以内を目途に国へ帰属（平成29年度は1,000億円）
- 平成29年度地方財政対策において、同年度に活用することとしていた1,000億円に加え、平成31年度までの3年間で8,000億円以内を目途に追加で国に帰属させ、交付税特会に繰り入れて、「まち・ひと・しごと創生事業費」を中心とした財源に活用することとしている。
- 平成29年度は、当初活用することとしていた1,000億円を含め、4,000億円を活用。

### 公庫債権金利変動準備金の交付税財源への活用

